

# 防衛省仕様書改正票

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2210F(1)

制定 昭和48. 3. 30

改正 平成25. 3. 26

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210Fと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

### 5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15 °C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を

“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15 °C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

# 防衛省仕様書

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2210F  
制定 昭和 48. 3. 30  
改正 平成 21. 4. 13

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

#### 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

| 種類 |    | 物品番号            | 納入区分 | 注記                              |
|----|----|-----------------|------|---------------------------------|
| 特種 | 1号 | 9140-299-0191-5 | バルク  | 硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。 |
|    |    | 9140-422-1089-5 | ドラム  |                                 |
|    | 2号 | 9140-299-0192-5 | バルク  |                                 |
| 1種 | 1号 | 9140-299-0163-5 | バルク  | JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。        |
|    |    | 9140-419-9913-5 | ドラム  |                                 |
|    | 2号 | 9140-412-4648-5 | バルク  | 硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。 |
|    |    | 9140-419-9914-5 | ドラム  |                                 |

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

##### b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

##### c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

### 2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

### 3 品質保証

検査は、JIS K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

#### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249により、密度(15°C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

#### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。